

人間文化研究機構評価委員会規程

平成22年6月15日

人間文化研究機構規程第124号

(設置)

第1条 人間文化研究機構（以下「機構」という。）に評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

一 機構長

二 機構長が指名する理事及び機構の職員 若干名

三 機構の大学共同利用機関の長が指名する者 各機関1名

四 経営協議会及び教育研究評議会がそれぞれ外部委員のうちから選出する者
各1名

五 大学共同利用機関又は大学の評価に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから機構長が委嘱する者 若干名

2 必要に応じて委員会に作業部会を置くことができる。作業部会の構成は、機構長が指名する委員及び委員以外の機構の職員並びに機構長が委嘱する専門委員により構成する。

(任務)

第3条 委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

一 自己点検評価システムの原案策定

二 自己点検評価の企画・調整・実施

三 自己点検評価結果の整理と各年度業務実績報告書への集約

四 自己点検評価結果に基づく改善案の検討

五 国立大学法人評価委員会の各事業年度業務実績評価結果への対応案の検討

六 その他の自己点検・評価に関する重要事項

2 委員会は、任務を行うに当たっては、活動状況を経営協議会、教育研究評議会、機構会議、役員会等に随時報告・協議するなど、関係組織と緊密な連携を図る。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1項第1号及び第2号の委員を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

第5条 委員会は、機構長（以下「委員長」という。）が招集し主宰する。ただし、機構長に支障があるときは、機構長があらかじめ指名する委員が委員会の運営に当たる。

(議 事)

第6条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、本部事務局企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年6月15日から施行し、平成22年10月1日から適用する。
- 2 人間文化研究機構評価委員会設置要項（平成16年10月1日機構長裁定）は、平成22年9月30日をもって廃止する。